

訂正とおわびについて

『改訂1版 新 保育士養成講座』 「第3巻 児童家庭福祉」のうち、

○第4章 児童家庭福祉施策の現状と課題 第7節 社会的養護サービス 3 社会的養護を担う施設等 4 情緒障害児短期治療施設の説明

○第4章 児童家庭福祉施策の現状と課題 第8節 ひとり親家庭福祉 2 動向
表4-9ひとり親家庭の推移

○第4章 児童家庭福祉施策の現状と課題 第8節 ひとり親家庭福祉 2 ひとり親家庭へのサービス

上記に以下のような誤りがありました。

ここに訂正し、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

正 誤 表

該当頁	誤	正
177頁 下から13行目	もともと、昭和39（1944）年に少年非行の低年齢化とともに一略一	もともと、昭和36（1961）年少年非行の低年齢化とともに一略一
183頁 表4-9ひとり親家庭の推移	（省略）	（別紙）
187頁 上から16行目	それが、母子生活 <u>自立</u> 支援施設である。	それが、母子生活支援施設である。
189頁 下から7行目	この規定が法制化されるにともない、民事 <u>改正</u> 法も改正され、一略一	この規定が法制化されるにともない、民事 <u>執行</u> 法も改正され、一略一

表4-9 ひとり親家庭の推移

	調査年次	総数	死別	生別					
				総数	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他
母子世帯	昭和58年度	718.1 (100.0)	259.3 (36.1)	458.7 (63.9)	352.5 (49.1)	38.3 (5.3)	—	—	67.9 (9.5)
	昭和63	849.2 (100.0)	252.3 (29.7)	596.9 (70.3)	529.1 (62.3)	30.4 (3.6)	—	—	37.3 (4.4)
	平成5	789.9 (100.0)	194.5 (24.6)	578.4 (73.2)	507.6 (64.3)	37.5 (4.7)	—	—	33.4 (4.2)
	平成10	954.9 (100.0)	178.8 (18.7)	763.1 (79.9)	653.6 (68.4)	69.3 (7.3)	—	—	40.2 (4.2)
	平成15	1,225.4 (100.0)	147.2 (12.0)	1,076.4 (87.8)	978.5 (79.9)	70.5 (5.8)	4.4 (0.4)	7.9 (0.6)	15.0 (1.2)
	平成18	1,151.0 (100.0)	(9.7)	(89.6)	(79.7)	(6.7)	(0.1)	(0.7)	(2.3)
父子世帯	平成23	1,237.7 (100.0)	(7.5)	(92.5)	(80.8)	(7.8)	(0.4)	(0.4)	(3.1)
	昭和58年度	167.3 (100.0)	66.9 (40.0)	100.5 (60.1)	90.7 (54.2)	—	—	—	9.8 (5.8)
	昭和63	173.3 (100.0)	62.2 (35.9)	111.2 (64.1)	96.0 (55.4)	—	—	—	15.2 (8.7)
	平成5	157.3 (100.0)	50.7 (32.2)	103.1 (65.6)	98.5 (62.6)	—	—	—	4.6 (2.9)
	平成10	163.4 (100.0)	52.0 (31.8)	106.1 (64.9)	93.4 (57.1)	—	—	—	12.7 (7.8)
	平成15	173.8 (100.0)	33.4 (19.2)	139.4 (80.2)	128.9 (74.2)	—	1.0 (0.5)	1.0 (0.5)	8.6 (4.9)
	平成18	241.0 (100.0)	(22.1)	(77.4)	(74.4)			(0.5)	(2.5)
	平成23	223.3 (100.0)	(16.8)	(83.2)	(74.3)	(1.2)	(0.5)	(0.5)	(6.6)

出典:厚生労働省「全国母子世帯等調査の結果」に基づき、渋谷作成。かっこ内は%。世帯数の単位は、全国推計値のため千単位。

なお、平成15年度までは全数調査だが、平成18年度、23年度の「ひとり親世帯になった理由」の数値は抽出調査のため、%のみ表示。また、平成23年度は岩手県、宮城県、福島県を除いた数値。